

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第8号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表通学指導員の項中「6人」の次に「以内」を加え、同表学校図書館スーパーバイザーの項中「学校図書館司書」を「学校司書」に改め、同表中教科指導員の項、教育研究所職員、研究員の項及び青少年相談室職員、研究員の項を削り、同表青少年相談室職員、心理カウンセラーの項中「2人」を「3人」に、「不登校児童生徒支援員」を「不登校生徒支援員」に改め、同部スクールソーシャルワーカーの項中「不登校児童生徒支援員」を「不登校生徒支援員」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。